

日オーストラリア経済連携協定

第三章 原産地規則

(抜粋)

第3・2条 原産品

この協定の適用上、次のいずれかの产品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。

- (a)当該締約国において完全に得られる产品であって、次条に定めるもの
- (b)当該締約国の原産材料のみから当該締約国において完全に生産される产品
- (c)一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として第三・四条の要件を満たす产品であって、当該产品の生産の最終工程(第三・七条に規定する作业を除く。)が輸出締約国において行われたもの
- (d)この章の規定に基づいて原産品とされるその他の产品

第3・4条 非原産材料を使用して生産される产品

1 第三・二条(c)の規定の適用上、产品は、附属書二(品目別規則)に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。

2 1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、非原産材料についてのみ適用する。

3 必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われない产品については、次のいずれかの場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該产品が原産品とされるためのこの章に定める他の全ての関連する基準を満たすことを条件とする。

(a) (b)に規定する产品以外の产品については、当該产品の生産において使用された非原産材料(必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないものに限る。)の総額が、当該产品の本船渡しの価額の十パーセント以下である場合

(b)統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される产品については、当該产品の生産に使用された非原産材料(必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。)の総重量が当該产品の総重量の十パーセント以下の場合

4 3の規定は、統一システムの第一類から第二四類までの各類に掲げる产品については、適用しない。ただし、当該产品の生産に使用する非原産材料が、この章の規定に従って原産品とされる产品と異なる号に掲げられる場合を除く。

5 もっとも、产品的生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たっては、3に規定する非原産材料の価額を含める。

第3・6条 累積

产品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該产品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第3・14条 原産地に関する証拠書類

この章の規定の適用上、次のいずれかの文書を原産地に関する証拠書類とする。

- (a)次条に規定する原産地証明書
- (b)第三・十六条に規定する原産地証明文書

第3・16条 原産地証明文書

1 第三・十四条(b)に規定する原産地証明文書は、产品的輸入者、輸出者又は生産者が、この章の規定に従い、次のいずれかのものに基づいて作成することができる。

(a)当該产品が原産品であることを示す当該輸入者、輸出者又は生産者が有する情報

(b)原産地証明文書が輸入者によって作成される場合には、当該产品が原産品である旨の輸出者又は生産者(輸出者が当該产品的生産者でないとき。)の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼

(c)原産地証明文書が輸出者によって作成される場合において、当該輸出者が当該产品的生産者でないときは、当該产品が原産品である旨の生産者の書面又は電子的手段による申告に対する合理的な信頼

2 原産地証明文書については、次のとおりとする。

(a)原産地証明文書に記載される产品が原産品であることを明記する。

(b)一又は二以上の产品に関して作成するものとし、種々の产品を含めることができる

(c)印刷によるもの又は電子的な手段によるものとする。

(d)附属書三(原産地に関する証拠書類の基本的な記載事項)に定める基本的な記載事項を含める。

(e)作成された日から一年間有効なものとする。

(f)両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、一回限りの輸入について適用されるものとする。

3 輸入締約国の税関当局は、原産地証明文書の有効期限の満了の日の後に当該原産地証明文書が提出される場合において、提出のための期限を遵守することができなかつたことが不可抗力その他の輸出者、生産者又は輸入者にとってやむを得ない正当な原因によるものであるときは、当該輸入締約国の法令又は行政上の手続に従って、当該原産地証明文書を受理することができる。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、他方の締約国に対し、原産地証明文書の様式の見本を提供する。当該様式のその後の変更については、速やかに通報する。

第3・17条 関税上の特恵待遇の要求

1 関税上の特恵待遇の要求は、原産地に関する証拠書類によって裏付けられるものとする。

2 この章に別段の定めがある場合を除くほか、輸入締約国は、輸出締約国から輸入される产品について、次の全ての条件が満たされる場合には、関税上の特恵待遇を与える。

(a)輸入者が輸入の際に関税上の特恵待遇を要求すること。

(b)当該产品が輸出締約国の原産品であること。

(c)輸入者が、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地に関する証拠書類及び適当な場合には当該产品が原産品であることを示す他の証拠を当該輸入締約国の法令に従って提出すること。

注釈1 輸入者が原産地証明書の原本を保有していることを条件として、当該輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、当該原産地証明書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明書の原本を提出させる権限を害するものではない。

注釈2 輸入者は、関税上の特恵待遇の要求に当たり、輸入締約国の税関当局の要請に基づき、原産地証明文書の写しを提出することができる。ただし、当該輸入締約国の税関当局が当該輸入者に対して当該原産地証明文書の原本を提出させる権限を害するものではない。

3 輸入者は、要求の基礎となる原産地に関する証拠書類が不正確な情報を含むと信ずるに足りる理由がある場合には、速やかに、輸入

締約国の税関当局により求められる方法で輸入のための税關への申告書を修正し、及び納付すべき関税を納付すべきである。

4 輸出締約国の原産品が一又は二以上の第三国を通過して輸入される場合には、輸入締約国は、自国の関係法令に従い、当該原産品について関税上の特恵待遇を要求する輸入者に対して、当該原産品が第三・八条に規定する原産品に関する要件を満たしていることについての証拠の提出を要求することができる。

5 各締約国は、輸入者が輸入締約国の法令に従い次の事項について申請することができることを定める。

(a)オーストラリアについては、輸入者が産品の輸入の際に関税上の特恵待遇を要求しない場合には、当該産品に関税上の特恵待遇が与えられなかつた結果として超過して徴収された関税の還付。ただし、2(b)及び(c)に規定する要件が満たされていることを条件とする。

(b)日本国については、輸入者が原産品の輸入の際に原産地に関する証拠書類を所持していない場合には、関税上の特恵待遇のための担保の支払による原産地に関する証拠書類の提出の一時的猶予。当該担保は、輸入締約国の税關当局に原産地に関する証拠書類を提出した際に解除される。

附属書二（第三章（原産地規則）関係） 品目別規則

第一編 一般的注釈（抜粋）

1 この附属書の特定の類、項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次編の表の1欄に掲げる類、項又は号に応じ、それぞれ同表の3欄又は4欄に定める規則とする。

2 特定の類、項又は号の産品が原産地に関する二以上の品目別規則の対象である場合において、当該産品が当該二以上の品目別規則のいずれかに合致するときは、当該産品が品目別規則に合致するものとみなす。

3 原産地に関する特定の品目別規則が関税分類の変更（以下この附属書において「C T C」という。）に係る基準を用いて定められている場合には、当該品目別規則の対象である産品の生産に使用される各非原産材料については、適用されるC T Cが行われることが要求される。C T Cの要件は、非原産材料についてのみ適用する。

4 この附属書の規定の適用上、

(a)「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁を

第二編 品目別規則（抜粋）

関税率表番号 (2012HS)	品名	品目別規則	
注釈 3欄又は4欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品とする。			
1	2	3	4
61.03	男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）	(14)	

いう。

(b)「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

(c)「部」とは、統一システムの部をいう。

(d)「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

5 この附属書に定める品目別規則3欄の規定の適用上、

(a)「C C」とは、特定の類、項又は号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの二桁番号の水準におけるC T C（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。

(b)「C T H」とは、特定の類、項又は号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの四桁番号の水準におけるC T C（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

(c)「C T S H」とは、特定の類、項又は号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された全ての非原産材料について、統一システムの六桁番号の水準におけるC T C（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。

(d)「Q V C四〇」とは、第三・五条（原産地規則－原産資格割合の算定）に定める計算式を用いて算定する原産資格割合が四十パーセント以上の产品であって、当該産品の生産の最終工程が輸出締約国において行われたものであることをいう。

注釈 この附属書の規定の適用上、第三・五条（原産地規則－原産資格割合の算定）2の規定を適用する。

(r)「(14)」は、次の規則を示す。

C C（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料が使用された場合においては、当該非原産材料のそれが一方又は双方の締約国の区域内において完全にメリヤス編みされ、又はクロス編みされたものであるときに限る。）

7 第六一類から第六三類までの各類に分類される産品の原産地を決定するに当たり、産品の生産に使用された材料であって第五〇類から第六三類までの各類に分類されないものについては、織維を含むか否かを問わず、考慮しない。